

【任意継続組合員の方へ】

任意継続掛金の払込方法を変更することができます

現在、任意継続組合員で平成26年4月分から掛金払込方法の変更を希望される方は、平成26年2月7日（金）（消印有効）までに、福利厚生課経理係へ郵送にてお申込みください。

現在の掛金払込方法は平成26年4月分から変更できます。

手続は年1回この時期のみですので、期限内にお申込みください。



選択肢は**4つ**

任意継続掛金は、1年払いや半年払いで一括前払いすることにより、割引となります。

口座振替

毎月引落し

※口座振替は**みずほ銀行**のみとなります。

納付書

毎月払い

納付書

半年払い

約**1%**
割引

納付書

1年払い

約**1.8%**
割引

申込方法

次の事項を記入の上、下記書類送付先へ郵送にてお申込みください。（様式は問いません）

①任意継続組合員証番号

③連絡先電話番号（日中連絡の取れる電話番号）

②氏名

④希望する払込方法※ ※上記選択肢の中から選んでください。

※新たに口座振替を希望する方には、おって引落しする口座番号等を指定していただく用紙をお送りいたします。

書類送付先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
公立学校共済組合東京支部 福利厚生部福利厚生課経理係 宛

よくある
ご質問

Q1 年度途中で掛金払込方法を変更することはできますか？

A 申し訳ございませんが、できません。
今回の手続でのご変更をお願いいたします。

Q2 口座振替でみずほ銀行以外の金融機関を指定できますか？

A 申し訳ございませんが、できません。
みずほ銀行の口座をご指定ください。

●平成26年度の掛金について

任意継続掛金は、退職時の給料等から算出されています。国民健康保険のように、前年の収入に応じて算出しておりませんので、基本的に**2年目で掛金が減額されることはありません**。（掛金率の変動に伴う、掛金額の増減はあります）

平成26年度掛金額につきましては、掛金率確定後、**3月中旬まで**にお知らせいたします。

問合せ先

福利厚生課経理係

03-5320-6822